

固定 IP アドレス接続サービス利用規約

この「固定 IP アドレス接続サービス利用規約」（以下「本規約」といいます）は、フリービット株式会社（以下「弊社」といいます）が提供する固定 IP アドレス接続サービス（以下「本サービス」といいます）をご利用いただくための規約で、弊社が本サービスの種類として別途定める各種のプラン等に適用されるものとします。

第 1 条 【規約の変更】

1. 弊社は、本サービスを利用する法人又は法人に準ずる団体（以下「会員」といいます）の承諾を得ることなく、本規約を変更することが出来るものとし、会員及び弊社は変更後の規約に拘束されるものとします。
2. 本規約変更後、会員が本サービスの利用を継続した場合、弊社は会員が変更後の規約に同意したものとみなし、変更後の規約に同意しない場合、会員は解約の手続きを取るものとします。

第 2 条 【通知】

1. 弊社から会員への通知は電子メール、書面の郵送又は弊社のホームページ 上での掲載等、弊社が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知は、弊社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点、又は電子メールや書面が弊社より発信又は発送された時点より効力を生じるものとします。

第 3 条 【本規約と個別の規約等】

1. 本規約の定めとプラン又はサービス毎に定める個別の規約、前条の通知、その他の方法で行う案内、注意事項又は運用ルール等（以下「個別の規約等」といいます）の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、個別の規約等の定めが優先して適用されるものとします。
2. 個別の規約等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。

第 4 条 【契約の申込み及び承諾】

1. 申込者は、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って契約を申込みものとします。
2. 契約の申込みがあったときは、弊社は、申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合を除き契約の申込みを承諾します。
(1) 弊社所定の料金（初期費用、月額基本料金、追加従量課金、各種手数料、その他の料金を含み、以下単に「料金」といいます）の支払いを怠っている、又は怠るおそれがあるとき若しくは過去に怠ったことがあるとき
(2) 弊社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき
(3) 本規約に違反している、又は違反するおそれがあるとき若しくは過去に違反したことがあるとき
(4) 申込みにあたり虚偽の届出をしたとき
(5) 申込者が第 30 条で定義する反社会的勢力に該当し又は該当するおそれがあるとき
(6) その他、上記各号に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが適当でない判断したとき

第 5 条 【契約の成立】

1. 申込者による申込みに対して、弊社が承諾した時に本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます）が成立するものとし、契約成立から 3 ヶ月経過後最初に到来する暦月の末日までを最低利用期間とします。
2. 弊社が会員を識別するために会員に付与する ID 毎に 1 つの契約が成立するものとし、ID を変更することは出来ないものとします。

第 6 条 【権利義務の譲渡】

会員は、本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡出来ないものとします。

第 7 条 【会員の地位の承継等】

会員において合併その他の事由により権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、承継の日から 6 ヶ月以内の弊社営業日（承継の日を算入せず）に 6 ヶ月とし、当該日、土曜、日曜、祝日の場合は、直前の弊社営業日までとします）までに承継したことを証明する書面を添付して、弊社に届け出るものとします。

第 8 条 【届出事項の変更】

1. 会員は、弊社への届出事項（氏名、商号、住所、本店、又は代表者等）に変更等があったときは速やかに弊社所定の手続きに従い、弊社に届け出るものとします。
2. 前項の届出をしないことにより、会員が、弊社からの通知が到達しないなどの不利益を被った場合でも、弊社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 9 条 【会員による解約】

1. 会員は弊社所定の書面により解約の申請を行うものとし、当月末日までの消印で弊社に到着した場合、本契約は翌月末日をもって終了します。
2. 会員が解約をした場合でも、既に支払済みの料金の払い戻しは行わないものとします。
3. 会員から解約の申請がない場合は、弊社は本契約を自動的に更新します。
4. 最低利用期間満了までに本契約が終了する場合、会員は最低利用期間の残余の期間に支払うべき金額を、弊社所定の方法で全額一括で弊社に支払うものとします。

第 10 条 【弊社による解約等】

1. 弊社は、会員が以下のいずれかの事由に該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの全部又は一部の利用停止、若しくは本契約の全部又は一部を解約出来るものとします。
(1) 第 22 条【禁止事項】の禁止事項に該当していると弊社が判断したとき
(2) 申込みにあたり虚偽の届出をしたことが判明したとき
(3) 本規約に違反したとき又は弊社が不適当と判断したとき
(4) 監督官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき
(5) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき
(6) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたとき

(7) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
(8) 解散（合併の場合を除きます）又は営業廃止の決議をしたとき
(9) 料金の支払いを遅滞する又はクレジットカードの利用が差し止められるなど、財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
2. 会員は、前項により利用停止又は解約となった場合、当然に期限の利益を喪失し、弊社は会員に対して通知その他の手続きを要せず、直ちに弊社に対する一切の債務の支払いを請求出来るものとします。

第 11 条 【重要通信の確保】

1. 弊社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 8 条並びに関係省令に基づき、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を停止することがあります。
2. 弊社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、弊社又はインターネットコンテンツセーフティ協会が児童の権利を著しく侵害すると判断し、当該協会が作成した児童ポルノを掲載している Web サイトのリストに基づき、会員に事前に通知することなく当該 Web サイトの全部又は一部について閲覧することを制限する措置をとることがあります。
3. 弊社は、2 項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 12 条 【通信の制限】

1. 弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるデータ通信について速度や通信量 制限することがあります。
3. 弊社は、1 つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、又はその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。
4. 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御又は帯域を制限する場合があります。
5. 弊社は、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、当該通信に割当てられた帯域を制御することがあります。
6. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、通信の最適化をする場合があります。
7. 弊社は、本条 1 項乃至 6 項に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第 13 条 【提供の中止等】

1. 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによりする。
(1) 契約者回線 本契約に基づいて IP 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等（交換設備その他弊社が必要により設置する電気設備をい、以下本条において同じとします）とその交換設備等がある IP 通信網サービス取扱所内の弊社が指定する場所との間に設置される電気通信回線（サービス接続点又は相互接続点との間に設置されるものを除きます）
(2) 加入者回線 本契約に基づいて IP 通信網サービス取扱所に設置される交換設備等と申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
(3) 自営端末設備 契約者が設置する端末設備
(4) 自営電気通信設備 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
(5) 技術基準等 端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続の技術的条件
2. 弊社は、以下のいずれかの事由があるときは、緊急やむを得ないときを除き、事前に会員に通知の上、本サービスの提供を中止することがあります。
(1) 弊社設備の保守又は工事等やむを得ない事由があるとき
(2) 弊社設備の障害又は故障等やむを得ない事由があるとき
(3) 弊社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、弊社が本サービスの提供を行うことが困難となったとき
(4) 天災、事変その他の非常事態が発生したとき
3. 前項に規定するもののほか、弊社は、以下の事由が契約者にあるときは、本サービスの利用を停止することがあります。
(1) 契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において弊社が行う検査を受けることを拒んだとき
(2) 前号の検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を契約者回線又は加入者回線から取り外さなかった場合
4. 弊社は、契約者回線又は加入者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者、その自営端末設備又は自営電気通信設備の接続が技術基準等適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則第 32 条第 2 項に規定する場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

5. 前項の検査を行う場合において、自営端末設備又は自営電気通信設備の設置場所に立ち入るときは、弊社の係員は、所定の証明書を提示します。
6. 第 4 項の検査を行った結果、自営端末設備又は自営電気通信設備が技術基準及び技術的条件に適合していると認められない場合は、契約者は、その自営端末設備又は自営電気通信設備を契約者回線等から取り外していただきます。
7. 弊社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信設備の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要限度で、当該電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

第 14 条 【端末設備】

1. 会員は、通信設備及びソフトウェア等、本サービスを利用するために必要な設備及び機器等（以下「端末設備」といいます）を自己の責任及び費用で用意し、本サービスを利用出来るように管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスの利用のために必要な又は適している端末設備を指定出来るものとし、会員がこれに従わない場合、弊社が提供するサービスを利用出来ない場合があります。

第 15 条 【設備の修理又は復旧】

1. 本サービスの利用中に会員が異常を発見したときは、端末設備に故障がないことを確認の上、弊社に修理又は復旧の旨請求出来るものとします。
2. 弊社設備に障害を生じ、又は滅失したことを弊社が知ったときは、速やかにその設備を修理・復旧するよう努力するものとします。

第 16 条 【料金】

1. 会員は本契約が成立した時から、料金を支払う義務を負うものとします。なお料金は、弊社が別途定める料金表又は見積りのとおりとします。
2. 利用の停止又は提供の中止等があった場合でも、会員は前項の義務を負うものとします。

第 17 条 【計算方法】

1. 弊社は、当月 1 日から末日までを 1 料金月として、料金を計算します。但し、第 19 条【重複接続】の料金及びオプションサービスである「国際インターネットローミングサービス」等の料金はこの限りではありません。
2. 会員は料金月の途中で本契約が成立した場合でも、月額基本料金等については 1 ヶ月分の金額を支払うものとします。
3. 弊社は、別段の定めがない限り、料金について、日割り計算を行わないものとします。
4. 料金その他の計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとします。
5. 弊社は、会員が本サービスを利用した時間を弊社の機器により測定し、その測定結果に基づき料金を算定します。

第 18 条 【請求及び支払い】

1. 会員は、弊社所定の収納代行会社を通じて、弊社所定の期日に会員が指定する預金口座から口座振替により料金を支払うか、又は弊社からの請求書に従い、所定の期日までに弊社所定の金融機関に振込みにより当時有効な消費税等諸税を加えて料金を支払うものとします。
2. 会員と収納代行会社等との間で料金又はその他の債務等について紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものと、弊社は一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が弊社に料金その他の債務を支払う際に要する費用は、原則として会員の負担とします。
4. 会員が料金を支払い期日までに支払わないことにより、弊社が催告その他の手続き等に要した費用については、会員の負担とします。
5. 弊社は、弊社の都合等により、料金及びその他の会員に対する債権をクレジットカード会社等に譲渡出来るものとし、会員はこれを予め異議なく承諾するものとします。

第 19 条 【重複接続】

会員は 1 つの ID につき弊社の提供する 1 つの回線のみ接続出来るものとし、弊社に回線と同時に 2 以上接続した場合は、1 回線を超える回線数に弊社所定の金額を乗じて算出された額を支払うものとします。

第 20 条 【延滞利息】

会員が料金を期日までに支払わない期間、支払い期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として、弊社所定の方法で弊社に支払うものとします。

第 21 条 【消費税】

弊社が会員に請求する料金は、当時は有効な消費税相当額が加算されるものとし、請求金額と税込み価格の合計に差が生じることがあります。

第 22 条 【禁止事項】

1. 弊社は以下の行為を禁止事項と定め、会員はこれを行わないものとします。
(1) 第三者又は弊社の著作権、商標権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為
(2) 第三者又は弊社への誹謗又は中傷、若しくは名誉又は信用を毀損する行為
(3) 第三者又は弊社への詐欺又は脅迫行為
(4) 第三者又は弊社に不利益を与える行為
(5) 第三者のプライバシー又は肖像権を侵害する行為
(6) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
(7) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
(8) 弊社又は本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で本サービスを利用する行為

- (9) 公職選挙法に違反する行為
 - (10) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は表示する行為
 - (11) 無関係連鎖講(ねずみ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (12) 未成年者に対して閲覧させるにふさわしくない画像、データ等を送信又は表示する行為、若しくは収録した媒体その他成人向けの商品等を販売、配布する行為
 - (13) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
 - (14) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
 - (15) 貸金業を営む登録を受けず、金銭の貸付の広告を行う行為
 - (16) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
 - (17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (18) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫)を請負し、仲介しまたは誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - (19) 人の殺害現場の画像等の残酷な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
 - (20) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (21) 第三者若しくは弊社の設備、弊社の業務の運営又は第三者による本サービスの利用に支障を与える行為
 - (22) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
 - (23) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
 - (24) その他法令、条約(輸出法令を含みます)等に違反する行為、又は違反のおそれのある行為
 - (25) その他、公序良俗に違反し、または第三者の権利を侵害すると弊社が判断した行為
 - (26) その他、弊社が不適当と認める行為
2. 会員が前項各号のいずれかに該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の手続をすることなく以下の措置を行うことが出来るものとします。
- (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正又はデータの移動、その他必要な措置等を行なうことを要求すること
 - (2) 会員の表示、発信又は蓄積する情報又はデータ等の全部又は一部を他者が閲覧出来ない状態に置く、又は削除すること
 - (3) 本サービスの全部又は一部を、会員が利用することを停止すること
 - (4) 会員との本契約を解約すること
 - (5) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行なうこと

3. 弊社又は弊社が指定した者は前2項の義務を負うものではなく、弊社又は弊社が指定した者が前項の措置等を行わないことにより会員又は第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

第23条【ID等の管理】

1. 会員はID及びパスワードを管理する義務を負うものとします。
2. 会員は、自己の管理下にある特定の第三者(従業員等)に本規約を遵守させて、自己のID及びパスワードを利用させることが出来るものとします。但し、弊社は会員本人による利用とみなし、会員は当該第三者の行為について一切の責任を負うものとします。
3. 前項に関わらず、会員名義のIPアドレスを利用するプランについては、会員は、自己の責任においてID及びパスワードを第三者に利用させることが出来るものとします。
4. 会員がID又はパスワードを第三者に使用され、本サービスの利用があった場合、弊社は、会員の故意過失の有無に関わらず、その料金を当該会員に請求出来るものとし、会員が被る損害等については一切責任を負わないものとします。

第24条【他のネットワークの利用】

1. 弊社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備又は回線等(国内外を問いません)を経由又は利用する場合、会員は当該ネットワークの規制等に従うものとします。
2. 弊社は弊社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備及び回線等については一切責任を負わないものとします。

第25条【損害賠償の限度と範囲】

1. 弊社の責めに帰すべき事由により、会員が本サービスを全く利用出来ない場合(以下「利用不能」といいます)で、かつ、利用不能状態が発生したことを弊社が知った時刻から24時間以上継続した場合に限り、弊社は、利用不能時間を24で除した商(小数点以下の端数は切り捨て)に月額基本料金の30分の1を乗じて算出した額を賠償の限度として会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとします。
2. 弊社以外の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、会員が損害を被った場合は、弊社は、会員の請求に基づき当該電気通信事業者から受領した損害賠償額を限度として損害賠償に応じるものとします。
3. 弊社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については一切責任を負わないものとします。
4. 会員は、損害賠償請求事由が発生してから3ヶ月を経過する日(事由発生日を算入せず3ヶ月とし、当該日が土曜、日曜、祝日の場合には、その直前の弊社営業日までとします)までに損害賠償請求を行わなかった場合、請求する権利を失うものとします。

第26条【免責事項】

1. 弊社は、会員が本サービスを利用したこと、又は利用出来なかったこと若しくは本契約に関連して損害を被った場合(第10条【弊社による解約等】、第11条【重要通信の確保】、第13条【提供の停止】及び第22条【禁止事項】による場合を含みます)、前条による場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任であるか否かを問わず、一切責任を負わないものとします。
2. 弊社は、弊社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更又は改竄

- 等があった場合も前項と同様とします。
3. 弊社は、本サービス、その内容及び会員が本サービスを利用することにより得る情報等については、その完全性、合目的性、正確性、又は永続性等については、一切保証しないものとします。
 4. 弊社は、会員の行為については一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
 5. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備及び回線等の障害等、弊社の責めに帰し得ない事由により会員が被った損害については弊社は一切の責任を負わないものとします。
 6. 弊社は、事前に会員に通知の上、会員に割り当てたIPアドレスを変更出来るものとし、これにより会員に発生する損害について一切責任を負わないものとします。

第27条【会員に関する情報の取扱い】

1. 弊社は、会員に関する情報を適法かつ公正な手段に基づき取得し、以下の利用目的の達成に必要な範囲内で利用するものとします。
 - (1) 会員に対して、電気通信サービス及び電気通信サービスに関連するサービスを提供すること(本人確認、料金等の計算、料金等の請求、与信管理、問い合わせへの対応、各種申込みの受け付け、会員への通知、物品の送付、販売支援活動を含みます)
 - (2) 会員に対して、弊社、弊社のグループ会社、及び提携会社のサービス、商品等を広告、宣伝、案内するため、電子メールの送信、電話、郵送、その他の方法により連絡すること
 - (3) 会員に対して、アンケート調査等を実施すること、及びアンケート調査等により取得した情報を集計・分析し、その結果を利用すること
 - (4) 会員に関する情報を、抽出又は編集することで、会員を特定できない形式の資料を作成し、分析、利用、発表、第三者への提供等を行うこと
2. 弊社は、利用目的の達成に必要な範囲内で会員に関する情報を委託先に預託することが出来るものとします。
3. 弊社は、会員本人の同意がある場合(本規約及び個別の規約等への同意を含みます)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の法令に基づく場合を除き、会員に関する情報を第三者に提供しないものとします。

第28条【オプションサービス】

1. 弊社は、本サービスを基本サービスとして、これに付随するサービス(以下「オプションサービス」といいます)を提供することがあります。
2. 弊社は、オプションサービスのみの提供は行わないものとし、基本となる本契約が終了した場合、同時にオプションサービスも終了するものとします。
3. オプションサービスの内容、料金、その他の事項については、別途定めるものとし、別段の定めがない限り、オプションサービスにも本規約が適用されるものとします。

第29条【秘密保持義務】

1. 会員は、本サービスに関連して知り得た弊社の営業上又は技術上の情報を第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。ただし、以下の情報については、この限りではありません。
 - (1) 弊社から開示された時に既に公知であった情報
 - (2) 会員の責めに帰すことができない事由によって開示された後に公知となった情報
 - (3) 弊社から開示を受ける前に会員が既に知得していた情報
 - (4) 弊社に対して負うべき秘密保持義務に違反することなく第三者から会員が知得した情報
 - (5) 弊社から開示された情報によらずに会員が独自に創出した情報
2. 会員は、本契約が終了した場合、弊社の指示するところに従い、秘密情報を弊社に引渡し又は破棄するものとします。

第30条【反社会的勢力の排除】

1. 会員は、弊社に対して、以下の事項を表明し確約するものとします。
 - (1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれら準ずる者又はその構成員(以下これらを総称して「反社会的勢力」といいます)に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (2) 自らの取締役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力にならないこと
 - (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと
- (1) 反社会的勢力に自己の名義を利用させることにより、本サービスに申し込むものでないこと
- (1) 自らが又は第三者をもって、弊社に対して脅迫又は暴行を用いないこと、偽計又は威力を用いて弊社の業務を妨害しないこと、及び虚偽の風説を流布することにより又は偽計を用いて弊社の信用を棄損しないこと
2. 弊社は、会員が前項の規定に違反した場合、何らの催告をすることなく、直ちに、本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本サービスの提供の全部又は一部を停止することが出来るものとします。また、申込者が反社会的勢力に該当し又は該当するおそれがある場合、当社は、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
2. 前項の規定により弊社が本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本サービスの提供の全部若しくは一部を停止した場合において、これにより会員に損害が生じたときであっても、弊社は、当該損害を賠償する責任を負わないものとし、弊社に損害が生じた場合、弊社の会員に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第31条【本サービスの変更等】

1. 弊社は、事前に通知その他の手続をすることなく、本サービス及びその内容の全部又は一部を変更又は追加することが出来るものとします。但し、会員にとって不利な変更の場合、弊社は事前に通知するものとします。
2. 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休止出来るものとします。

第32条【提供地域】

本サービスの提供地域は、原則として日本国内とし、具体的な地域は別途定めるものとします。

第33条【準拠法】

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

す。

第34条【協議】
本規約又は本サービスについて疑義があるときは、会員と弊社は双方誠意をもって協議の上決定するものとし、紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

- 2002年5月21日実施
- 2004年3月31日一部改訂
- 2004年7月1日一部改訂
- 2005年3月31日一部改訂
- 2007年6月1日一部改訂
- 2008年2月1日一部改訂
- 2012年5月30日一部改訂
- 2013年10月1日一部改訂
- 2020年7月15日改定
- 2024年4月1日一部改訂